

会社が被った名誉侵害についての損害賠償請求

当社は、精密機器の製造及び販売等を業としていますが、先日、A社が出版する雑誌に、当社の製品に欠陥があるなどと事実無根の記事が掲載され、取引先から多数の問い合わせを受け、大変な迷惑を被りました。当社として、A社に対してどのような請求ができるでしょうか。

- 1 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとされています（民法709条）。

ここでいう「他人の権利又は法律上保護される利益」は、名誉、信用といったものを含み、また、「損害」は、違法行為による損害の回復のために要した費用（積極損害）や違法行為がなければ得られたであろう利益（消極損害）といった財産上の損害（財産的損害）に限られるものではなく、悲しみ、精神的苦痛、社会的評価の低下といった財産以外の損害（非財産的損害）を含むと解されます。

このことは、民法710条が、「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない」と定めていることから明らかです。

また、民法723条は、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命じることができる」と定めています。

- 2 会社などの法人が、第三者から名誉侵害行為を受けた場合、名誉回復のための調査に要した費用や、名誉侵害行為に因る売上の減少分などの財産上の損害について賠償請求することができ、また、新聞に謝罪広告を掲載するなど名誉を回復するのに適当な処分を求めることができます。

他方、法人には精神上的苦痛というものを考えることができないことから、会社などの法人が名誉侵害行為を受けた場合、それに因る財産以外の損害が認められるか否かが問題となります。

最高裁判所第1小法廷昭和39年1月28日判決は、「無形の損害即精神上的の苦痛と解し、延いて法人には精神がないから、無形の損害はあり得ず、有形の損害すなわち財産上の損害に対する賠償以外に法人の名誉侵害の場合において民法723条による特別な方法が認められている外、何等の救済手段も認められていないものと結論するのは全くの謬見」であり、「法人の名誉権侵害の場合は金銭評価の可能な無形の損害の発生すること必ずしも絶無ではなく、そのような損害は加害者をして金銭でもって賠償させるのを社会観念上至当とすべき」と判示し、法人が被った名誉侵害について、「無形の損害」として賠償請求できることを認めています。

この最高裁判決は、法人の精神的苦痛を認めるものではないと解されますが、法人について金銭評価可能な無形の損害の存在を認めるものであり、「法人は名誉侵害による無形の損害については賠償請求をなし得ない」と判断した高裁判決を破棄したものです。

東京地裁昭和48年2月19日判決は、原告会社が、機密情報たる個人情報記録されたコンピュータ用のテープを印刷会社である被告に渡したところ、被告会社が管理を怠ったため何者かにテープを盗まれ、個人情報が流出したという事案について、被告会社の注意義務違反により、原告会社が取引先から責任を追及され、社会的評価ないし信用の低下減退に見舞われ、相当多大の無形損害を蒙ったことは明らかであると判示し、原告会社の無形の損害を認め、その賠償支払を命じました。

東京高裁平成6年9月7日判決は、原告会社が、被告の発行する雑誌に、原告代表取締役が無能であるとか、不正行為をしたとか、あるいは経営能力がないために会社が経営不振に陥ったというような記事が掲載されたことにより会社の名誉及び信用が毀損されたとして被告に損害賠償を求めた事案について、記事の内容が会社における職務執行の在り方や人事の在り方等を批判非難する論調であることから、原告会社の無形の損害を認め、その賠償支払を命じました。

東京地裁平成15年7月25日判決は、原告会社が、被告の発行する雑誌に、原告代表取締役が子会社の株価操作をした疑いがあるとの記事が掲載されたことにより原告会社の名誉及び信用が毀損されたとして被告に損害賠償を求めた事案について、問題となる記事は、原告代表取締役が個人としてではなく原告会社の代表取締役として

子会社株価の操作を働きかけたものであって原告会社自身が株価操作に関与したとの印象を与えるものであるから、同記事は原告会社の社会的評価を低下させたと判示し、原告会社の無形の損害を認め、その賠償支払を命じました。

- 3 会社としての名誉、信用が損害された場合、損害額を金銭によって一義的に評価することはできず、その証明は、社会通念上困難な場合が多くありますが、このような性質の損害額について厳しい立証責任を被害者に求めることは、迅速な被害者救済の目的を達しがたく、社会的公正、正義に合致しないこととなりますので、損害自体の発生が認められる以上、たとえ具体的損害額が証明されないときでも、裁判所は裁量により、損害額を算定し、認容することができると解されます。

4 本件の場合

雑誌に掲載された記事の内容は事実無根であり、その記事によって当社が迷惑を被ったとのことですので、当社はA社に対して、民法709条に基づき、当該記事の掲載と相当因果関係が認められる財産上の損害（たとえば、名誉回復のための調査費、広告費の支出、売上の減少額等）の賠償を求めることができます。

また、雑誌に記事を掲載されたことにより当社の名誉、信用を毀損される等財産以外の損害（無形の損害）を被ったとして、その賠償を求めることができます。その場合、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、無形の損害の額が認定されることになるでしょう。

さらに、同法723条に基づき、名誉を回復するのに適切な処分、具体的には謝罪広告の掲載等を求めることができると考えられます。